

平成 2 0 年 1 1 月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会 定例会会議録

平成 2 0 年 1 1 月 1 1 日 開会

平成 2 0 年 1 1 月 1 1 日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成20年11月11日（火曜日）午後2時開議

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	議席の一部変更	
日程第4	議席の指定	
日程第5	一般質問	
日程第6	議案第8号	秋田県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する件
日程第7	議案第9号	秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を制定する件
日程第8	議案第10号	平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件
日程第9	議案第11号	平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件
日程第10	議案第12号	平成19年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	五十嵐 忠 悦	2番	小 畑 元
4番	鈴 木 俊 夫	5番	児 玉 一
7番	川 口 博	8番	佐 藤 亮 一
9番	渡 邊 彦兵衛	11番	佐々木 哲 男
14番	藤 原 幸 作	16番	吉 岡 興

17番 竹内睦夫
19番 武石善治
22番 小柳勉
24番 菅原政一

18番 佐藤峯夫
20番 藤原幸美
23番 齋藤紀男

欠席議員（6名）

3番 佐藤一誠
10番 松田知己
15番 大坂義徳

6番 柳田弘
13番 加賀谷正美
21番 阿部栄悦

地方自治法第121条による出席者

広域連合長 佐竹敬久
副広域連合長 齋藤正寧
事務局長 最上徹
総務課長 松山徹
会計管理者 平塚敦子

副広域連合長 齊藤滋宣
代表監査委員 桂田晋
事務局次長 村上隆志
業務課長 仲山和法

議会担当職員出席者

議会書記 小松幸月

議会書記 柿崎弘樹

午後2時 開会

○議長（竹内睦夫） 本日は大変ご苦労様です。

本日の出席議員は、17名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立します。

これより、平成20年11月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

新議員の紹介

○議長（竹内睦夫） 会議に先立ちましてご報告申し上げます。

平成20年8月6日告示の広域連合議会議員補欠選挙において当選されました皆様をご紹介します。

私の方からお名前を申し上げますので、自席にてご起立くださるようお願いいたします。

藤里町議会議長の藤原幸美議員。羽後町議会議長の菅原政一議員。以上、2名の方が広域連合議会議員として新たに当選されました。よろしくお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（竹内睦夫） この際、諸般の報告をいたします。

報告は朗読を省略し、各議員への配付をもって報告といたします。

また、本日は、代表監査委員の桂田監査委員のご出席をいただいておりますので、併せてご報告いたします。

仮議席の指定

○議長（竹内睦夫） この際、議事の進行上、新議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、各議員が、ただいま、ご着席の議席を指定いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（竹内睦夫） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、鈴木俊夫議員、小柳勉議員の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（竹内睦夫） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議席の一部変更

○議長（竹内睦夫） 次に、日程第3、議席の一部変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。議席の変更については、会議規則第4条第2項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり変更したいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、議席表による新議席のとおり変更することに決定いたしました。

議席の移動につきましては、この後の日程第4、議席の指定終了後に行いますので、よろしくお願いいたします。

日程第4 議席の指定

○議長（竹内睦夫） 日程第4、議席の指定を行います。

新議員の議席につきましては、会議規則第4条第1項の規定により藤原幸美議員は20番、菅原政一議員は24番と指定いたします。

この際、議席の移動のため暫時休憩します。

【午後２時４分 休 憩 ・ 午後２時５分 開 議】

○議長（竹内睦夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第５ 一般質問

○議長（竹内睦夫） 次に、日程第５、一般質問を行います。

これまでに質問の通告者はございません。以上で一般質問を終わります。

日程第６ 議案第８号 秋田県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する件から

日程第１０ 議案第１２号 平成１９年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件まで

○議長（竹内睦夫） 次に、日程第６、議案第８号、秋田県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する件から日程第１０、議案第１２号、平成１９年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件までの、以上の各案を一括議題といたします。

次に、それぞれの議案に対する提案理由の説明を求めます。広域連合長。

【佐竹敬久広域連合長 登壇】

○広域連合長（佐竹敬久） 平成２０年１１月広域連合議会定例会の開会にあたり、今定例会提出の条例案、補正予算案及び決算認定について説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

提出案件の説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く当面の状況について申し上げます。

国では、６月に高齢者医療制度の円滑な運営を図るための負担の軽減等について制度見直しを行いました。が、９月９日には政府与党プロジェクトチームにおいて、保険料負担のさらなる軽減や自己負担限度額の特例の創設などの改善策がとりまとめられ、被保険者の不安解消に向けた制度の見直しが行われたところであります。

また、厚生労働省では有識者８名で構成される、高齢者医療制度に関する検討会の初会

合を9月25日に開催したところです。10月の第2回検討会へは、国民健康保険と後期高齢者医療制度を一体化し、制度の運営主体を都道府県とする厚生労働大臣の私案が示され、今後1年をかけて医療制度のあり方も含めて検討していくこととしております。

このような中、当広域連合におきましては、引き続き制度についてきめ細やかな周知を図るとともに、円滑な制度運営に取り組んで参りたいと考えております。

さて、今定例会には、条例案2件、補正予算案2件及び決算認定1件を提出いたしております。

まず、条例案について説明申し上げます。

秋田県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する件は、地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備しようとするものであります。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を制定する件は、議員報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるため制定しようとするものであります。

次に、補正予算案について説明申し上げます。

一般会計補正予算は、前年度繰越金を全額歳入し、関係市町村の負担金を減額するなどの補正を行うものであります。

特別会計補正予算は、国の見直し方針に伴う特別対策の実施に要する経費、後期高齢者医療電算処理システムのカスタマイズ経費などを計上しております。特別会計の補正額は、歳入歳出それぞれ2,022万円を減額し、補正後の予算額は1,201億5,278万円となるものであります。

最後に、決算認定についてであります。平成19年度一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額9億7,441万523円、歳出決算額9億5,167万8,616円、実質収支額は2,273万1,907円の剰余を得ているものであります。

以上、概略を説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹内睦夫） これより各議案に対する概要説明を求め、その後質疑を行います。

まず、議案第8号及び議案第9号の概要説明を求めます。事務局長。

【最上徹事務局長 登壇】

○事務局長（最上徹） 議案第8号及び議案第9号について、一括して説明申し上げます。議案書の1ページをお開きください。

議案第8号、秋田県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関

する条例の一部を改正する件についてであります。

この条例は、地方自治法の一部改正に伴い、特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する規定が繰り下がったため、根拠となる法令部分の改正を行うものです。

また、同法の一部改正に伴い、議員に関する規定を分離するため、議員の報酬及び費用弁償等に関する規定を削除するものです。

また、附則においては施行日を公布の日とするものとしたものです。

引き続きまして5ページをお開きください。

議案第9号、秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を制定する件についてであります。

この条例は、地方自治法の一部改正に伴い、議会の議員の議員報酬及び費用弁償の支給方法等について、秋田県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例から分離し、支給方法等を明確にするため、制定しようとするものであります。

7ページをお開きください。

内容としましては、議員報酬の額は年度ごとの額として支給するものです。

また、議員が公務として旅行したときは、費用弁償として旅費を支給するものとし、旅費の額及び支給方法等については、一般職の職員の例によるものです。

なお、議員が議会に参会した場合は、費用弁償の額を日額として支給するものです。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹内睦夫） これで説明が終わりました。これより議案第8号及び議案第9号に対する質疑を行います。

これまでに質疑の通告はございません。これをもって、議案第8号及び議案第9号に対する質疑を終了いたします。

引き続き、議案第10号及び議案第11号の概要説明を求めます。事務局長。

【最上徹事務局長 登壇】

○事務局長（最上徹） 議案第10号及び議案第11号について、一括して説明申し上げます。

議案書の11ページをお開きください。

議案第10号、平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件についてであります。

今回の補正は、前年度繰越金を全額取り込んだことにより、関係市町村の負担金を減額するなど、歳入歳出の予算総額を増減することなく款項の金額のみを増減することとしております。

12ページをお開きください。

補正の内容でありますが、歳入から順に説明申し上げます。

1款分担金及び負担金は、繰越金、諸収入及び国庫支出金の増に伴い、2,328万円を減額しております。

増額は、2款繰越金が2,273万円、3款諸収入が43万1,000円、4款国庫支出金が11万9,000円としております。

続きまして、13ページの歳出をご説明申し上げます。

歳出においては、2款総務費は、広域連合と市町村の連絡のための通信運搬経費などを増額する一方、事務経費の減額などで111万円を減額しております。

3款民生費は、後期高齢者医療特別会計への繰出金として、111万円の増額としております。

引き続きまして23ページをお開きください。

議案第11号、平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件についてであります。

今回の補正では、特別対策等による保険料減額分を国が補填することに伴う財源振替や、国の財源補填の対象となる広報活動費等を盛り込んでおります。

第1条は、歳入歳出それぞれ2,022万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,201億5,278万円とするものです。

続きまして24ページをお開きください。

補正の内容でありますが、歳入から順に説明申し上げます。

1款市町村支出金は、特例措置及び特別対策によって生じる保険料減収分を国が財源補填することなどから、11億3,349万1,000円を減額しております。

2款国庫支出金は、特別対策に伴う保険料軽減分に係る財源補填などの補助金として、5億3,873万2,000円を増額しております。

6款繰入金は、一般会計からの繰入金及び臨時特例基金からの繰入金として、5億7,267万1,000円を増額しております。

8款諸収入は、第三者行為求償事務に係る第三者納付金として、186万8,000円を増額しております。

続きまして25ページの歳出を説明申し上げます。

歳出においては、1款総務費は、後期高齢者医療電算処理システムのカスタマイズ経費、国の見直し方針に伴う特別対策に係る経費などとして、5,096万5,000円を増額しております。

５款保健事業費は、実施見込みの減に伴い、７，１１８万５，０００円を減額しております。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹内睦夫） 説明が終わりました。これより議案第１０号及び議案第１１号に対する質疑を行います。

これまでに、質疑の通告はございません。これをもって、議案第１０号及び議案第１１号に対する質疑を終了いたします。

続きまして、議案第１２号の概要説明を求めます。事務局長。

【最上徹事務局長 登壇】

○事務局長（最上徹） 議案書の３７ページをお開きください。

議案第１２号、平成１９年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件についてであります。

本議案につきましては、地方自治法第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付するものであります。

平成１９年度におきましては、広域連合システムの整備や後期高齢者医療制度の周知を目的とした広報活動を行うとともに、被用者保険の被扶養者に係る保険料激変緩和措置実施のための後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置など、平成２０年４月からの制度施行に向けた準備期間として必要な事務事業を行ってきたところであります。

歳入につきましては、構成２５市町村からの一般事務経費並びに人件費負担金、保険料激変緩和措置に伴い、国から交付された高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金などが主な収入であります。

歳出につきましては、派遣職員人件費負担金や広域連合システム構築等委託料、システム機器リース料、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金などが主な支出となっております。

この決算につきましては、監査委員の審査に付し、その意見書が提出されており、また、主要な施策の成果説明書を提出しておりますので、これらによりご審査の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹内睦夫） 議案第１２号に対する事務局の説明が終わりましたので、これより桂田代表監査委員から決算審査の結果について報告を求めます。桂田代表監査委員。

【桂田晋代表監査委員 登壇】

○代表監査委員（桂田晋） 監査委員の桂田です。平成１９年度秋田県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算につきまして、審査結果の概要を報告します。

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項の規定により、秋田県後期高齢者医療広域連合長から審査に付されました、平成19年度一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その各計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合し、正確であると認められました。

また、歳入歳出予算の執行、会計経理事務の処理及び財産管理の状況については、適正に処理されているものと認められました。

今後とも、被保険者の方々が安心して医療を受けることができるよう必要な措置を講ずるとともに、財務事務の厳正な執行に万全を期するよう要望します。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しております歳入歳出決算審査意見書を御参照いただきたいと思います。

以上で、決算審査に係る意見の報告とします。

○議長（竹内睦夫） 議案第12号に対する決算の審査報告が終わりました。これより議案第12号に対する質疑を行います。

これまでに、質疑の通告はございません。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 質疑なしと認めます。これで、議案第12号に対する質疑を終了いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

まず、議案第8号、秋田県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 討論なしと認め、これをもって、本案に対する討論を終了いたします。

これより、採決いたします。採決の方法は、簡易採決で行います。

議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を制定する件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 討論なしと認め、これをもって、本案に対する討論を終了いたします。

これより、採決いたします。採決の方法は、簡易採決で行います。

議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 討論なしと認め、これをもって本案に対する討論を終わります。

これより、採決いたします。この採決も簡易採決で行います。

議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 討論なしと認め、これをもって、本案に対する討論を終了いたします。

これより、採決いたします。採決の方法は、簡易採決で行います。

議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成19年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 討論なしと認め、これをもって、本案に対する討論を終了いたします。

これより、採決いたします。採決の方法は、簡易採決で行います。

議案第１２号は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○議長（竹内睦夫） この際、広域連合長から発言の申し出がありますので、発言を許します。広域連合長。

【佐竹敬久広域連合長 登壇】

○広域連合長（佐竹敬久） 閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

今定例会に提出しました条例案、補正予算案及び決算認定について、いずれも適切なご決定をいただき、ありがとうございました。

当広域連合では、引き続き後期高齢者医療制度の円滑できめ細かな運営に全力を尽くす所存でありますので、議員各位のなお一層のご協力をお願い申し上げ、あいさついたします。

閉 会

○議長（竹内睦夫） この際、お諮りいたします。

会議規則第４３条の規定により、本定例会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで、平成２０年１１月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦労様でした。

午後２時２９分 閉 会

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１２３条第２項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長 竹 内 睦 夫

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員 鈴 木 俊 夫

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員 小 柳 勉